

# 防災対策特別委員会会議録

平成18年7月5日

場 所 第4委員会室

平成18年7月5日（水曜日）

---

午前10時0分開会

---

会議に付託した案件

○協議事項

1. 防災に関する条例骨子案について
  2. 条例の名称について
  3. パブリックコメントについて
  4. 今後の進め方について
  5. 次回委員会について
  6. その他
- 

出席委員（11人）

委員	長	星原	透
副委員	長	横田	照夫
委員		松井	繁夫
委員		由利	英治
委員		徳重	忠夫
委員		野辺	修光
委員		水間	篤典
委員		丸山	裕次郎
委員		内村	仁子
委員		高橋	透
委員		井上	紀代子

欠席委員（2人）

委員		前本	和男
委員		長友	安弘

委員外議員（なし）

---

事務局職員出席者

政策調査課 特別委員会担当主幹	矢野	雅博
議事課主査	隈元	淳二

---

○星原委員長 ただいまから防災対策特別委員会を開催いたします。

本日の日程に入ります前に、前回の委員会の際に資料要求のありました「高速路線に関する資料」と「全国瞬時警報システム」につきまして、資料をお配りしておりますので、御確認をいただきたいと思います。

それでは、まず、本日の日程でありますがお手元に日程案をお配りしております。本日は、防災に関する条例骨子案の御検討や、条例の名称、パブリックコメント等について御協議をお願いしたいと思っております。

以上のように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、早速委員協議を行います。

まず、協議事項（1）防災に関する条例骨子案についてです。

資料1「防災に関する条例骨子（案）検討資料」をごらんください。前回の委員会で、前文、目的及び県、市町村、県民、事業者等の責務について御協議をいただいたところであります。今回は、残りの「予防対策」の部分以降を御協議いただくわけですが、その前に、前回協議の中で御意見があった部分について、正副委員長で検討いたしました結果を御報告いたします。

まず、1点目の御意見ですが、1ページ「前文」の「①平成17年の台風14号により、宮崎県は尊い人命を失ったのははじめ甚大な被害を受けた。」という文章について、「前文であるため、もう少し表現を検討してはどうか」という御意見をいただきました。これにつきまして検討いたしました結果、「①平成17年に宮崎県を襲った台風14号は、13名もの尊い命を奪い、6千棟を

超える全半壊、床上浸水などの住家被害のほか、甚大な被害をもたらした。」としてはどうかと考えております。

続いて2点目ですが、「第3節県の責務」の⑦の「県は、国、市町村等と連携して被災後の県民生活の再建及び県土の復興に努める。」という部分で、「県土の復興」という表現について御意見をいただきました。災害対策基本法及び宮崎県地域防災計画の内容を再検討した結果、「被災地の復旧・復興」に改めてはどうかと考えております。理由は2点ございまして、まず1点目が、災害対策基本法及び宮崎県地域防災計画においては、「県土」という表現より「被災地」という表現が多く用いられているということ。また、2点目として、災害対策基本法及び宮崎県地域防災計画においては、被害が比較的軽い場合には「復旧」を目指し、被害が甚大な場合においては、中長期的な課題解決をも図る「復興」を目指すとの使い分けがなされていることから、「被災地の復旧・復興」という表現ではどうかと考えております。

以上2点につきまして、御意見があればお伺いをいたします。いかがでしょうか。

それでは、ただいまのように表現を改めさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○星原委員長** それでは、そのようにいたしましたかと存じます。

次に、「予防対策」以降の協議に移りたいと存じます。

前回と同様に、正副委員長で整理した結果を順次書記から説明させます。

**○矢野書記** 前回に引き続きまして、「予防対策」以降につきまして御協議をいただきたいと思っております。座って説明をさせていただきます。

資料は2つございまして、先ほどから見ていただいております資料1「防災に関する条例骨子（案）検討資料（修正後）」というので、7月5日版を御用意しております。それと資料2といたしまして、前回は提出いたしましたけれども、「防災に関する条例骨子（案）修正前」を御提示しております。見比べながら、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、資料1、修正後の条例骨子案の8ページ、「第2章予防対策」の方からよろしくお願いをいたします。修正前につきましては4ページでございます。ここににつきましては、基本的には、修正前に書かれていたことに、以前御協議をいただきました、教職員や保育士に対する防災に関する研修、訓練についてつけ足しております。

それと、語句の修正をしております。御説明をいたします。③「学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）及び児童福祉法第七条に規定する保育所においては、幼児、児童及び生徒が、防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時において自己の安全を確保するための適切な対応ができるようにするために、防災に関する教育の実施に努める。」という文章でございます。これは、資料2の4ページを見ていただくとわかりますとおり、「生徒、児童及び幼児」となっておりました。法律上は「生徒、児童及び幼児」でいいんですけれども、並びからして、「幼児、児童及び生徒」の方が適切ではないかということで、並べかえをさせていただきます。

それと④でございまして、これは以前協議していただいた部分につきまして、学校での教育のほかに、そこにいらっしゃる教職員、保育士等の方々にも防災に関する研修や訓練に参加し

ていただくということで、「教職員及び保育士等は、災害発生に伴う緊急事態に的確に対応することができるよう、防災に関する研修や訓練に参加するよう努める。」という文章をつけ足しております。ここの「保育士等」と申しますのは、教職員、保育士のほかに、事務職の方でありますとかその他の方が学校、保育所等にはいらっしゃいますので、「等」という表現を使っております。

⑤、⑥の波線につきましては、④が入りました関係で番号がずれているということの波線でございます。

説明は以上でございます。

○星原委員長 説明をいただきましたが、この件について何かありますか。

○井上委員 教職員や保育士の方たちが防災に関する研修や訓練に参加するというのは、どういうイメージというか、どういう感じなんですか。

○星原委員長 これについては、③と同じような扱いに考えているということで御理解をいただくといいかなと思うんですが。

○井上委員 結局、学校の管理職の人は、学校からそういう人をきちんと派遣することについて義務化されるというふうに理解していいんですか。それから保育所は、保育士がそういう防災訓練や研修なんかに行くことを保障されるというふうに理解していいんですか。

○矢野書記 もともと学校教育法、児童福祉法の中に、防災に関する研修や訓練については行うというようなことが書いてございますけれども、参加というところについては書かれておりませんので、参加に努めるということでございますが、今、委員がおっしゃったような保障されるかどうかという部分につきましては検討し

ておりませんので、また御報告したいと思いません。

○星原委員長 ほかにはないですか。

なければ、このような形で取り計らってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、「災害に強い安全な地域環境づくり」について、説明をさせます。

○矢野書記 「災害に強い安全な地域環境づくり」ということで、資料1の9ページ、資料2では5ページになっております。基本的には余り変わっておりません。

資料2の方から見ていただきたいと思いますが、5ページの②「県は、広域的な避難を確保するために、市町村と連携を図り、あらかじめ避難場所を指定するとともに誘導の方法を確立しておくこと。」という文章でございます。新の方は9ページにございますが、「県は、広域的な避難を確保するために、市町村があらかじめ指定した避難場所について、誘導方法を確立できるよう支援する。」という言い方になっております。10ページの方をごらんいただきたいんですが、変更点の(1)に変更の部分の理由を書かせていただいております。②につきましては、宮崎県地域防災計画におきまして、「避難場所の指定」及び「誘導」については市町村の責務であるというふうに規定されておまして、住民に身近な市町村の方が、より避難場所、誘導方法について確実に把握ができるということで、地域防災計画でもこう書かれておりますことから、県が避難場所を指定するということではなく、その指定した避難場所、誘導方法について、きちんと誘導方法を確立できるように県の方が

支援するというふうな書き方に改めさせていただいております。

それと④でございますが、資料2の5ページ、「既存建築物（現行建築基準法の基準に不適合及び耐震改修促進法の適用外）の所有者は、耐震診断・改修を行うよう努めること。」というふうに書かれてあったものを、資料1の9ページの④「既存建築物（現行建築基準法の基準に適合しないもの）の所有者は、耐震診断・改修を行うよう努める。」というふうにしております。この理由につきましても10ページの（2）に書いてございますが、④について、耐震改修促進法第6条がございまして、それによりまして、「耐震診断・耐震改修を行うよう努める」とされているものは、学校、病院等多数の者が利用する特定用途の一定規模以上の建築物、すなわち同法で定める特定建築物ということになっていきますので、その促進法の適用外ということになりますと、それら以外の小さな事務所でありますとか個人の住宅でありますとか、既存建築物で現行建築基準法は適合していますが、耐震改修促進法に定められていない方たちも耐震診断・改修を行いなさいというふうな文章でございます。それを、耐震改修促進法に掲げられている人たちを耐震診断・改修に努めるようにするというふうな文言に書き改めております。

あとは⑩でございます。この前お話をいたしましたことと同じようなことでございますが、新の⑩「県は、市町村、自主防災組織等が実施する災害時要援護者に対する避難誘導、介助その他の対策を推進するために必要な支援を行うよう努める。」ということで、以前は、旧の5ページの⑩を見ていただくとわかるように「介護支援」と書かれておりましたけれども、避難の際は介助が適当であろうというようなことから、

「介助」という言葉に書き改めさせていただいております。

説明は以上でございます。

○星原委員長 説明をいただきました。

この点について、委員の皆様のお意見等をお伺いしたいと思っております。

○丸山委員 ②の「広域的な避難」という場合は、県がある程度主体的に動かなくちゃいけないという形で、ひょっとしたら前の文章は書いているんじゃないかと思うんですけども、町を越え、市を越えて避難するときに、あらかじめ市町村が指定したのが広域的にはここなんですよという区分をしなさいということで、指定が市町村でできるのかなと思っておりますが、その辺は大丈夫なんでしょうか。

○星原委員長 要するに、市町村に任せて、広域的に隣の市町村とも連携を図って避難場所を指定する。隣の町とか市に移動せざるを得ない状況等がある場合なんかについては、これで大丈夫かどうかということです。

○矢野書記 地域防災計画によりまして、県は市町村の避難場所の指定状況の把握は必ずやらないといけないことになっております。それと、市町村間につきまして、例えば避難をするときに、清武町から宮崎市に逃げないといけないという場合、あるいは都城市から宮崎市に逃げないといけないという場合については、地域防災計画上、市町村間の相互利用の支援というものについては県の責務として決められてございまして、あらかじめそういう場所を県が把握をして、県が判断をして、町内に逃がすことができないと、面で町がやられてしまって、どこかの市に逃がさないといけないというところについては、県が相互利用の支援をしてそこに逃がすというようなことはやるということで、地域防

災計画に決められております。また、そのような場合、避難所が必要な方たちについては、県有施設の利用促進をさせるというのが県の責務になってございます。

○星原委員長 御理解いただけましたか。④等の表現もこの形でよろしいでしょうか。

なければ、そのように決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのように決定をいたします。

続いて、「第3章応急対策 第1節応急体制の確立」について、説明をお願いします。

○矢野書記 「第3章応急対策 第1節応急体制の確立」ということで、資料1では11ページ、資料2では6ページの方に掲載をさせていただいている分でございます。ここににつきましては、宮崎県で災害が発生しましたときに応急体制をつくる部分での、主に県とライフライン事業者の責務といたしますか役割を書かせていただいております。

ここににつきましては、旧の6ページの「応急対策の確立」のところの①でございますが、「県は、災害が発生した場合において、迅速かつ的確な避難、救出、医療等の応急対策が講じられるようにするため、必要な体制を確立すること。」ということで、「迅速かつ的確な避難」と書いてあったんですが、県の仕事としては避難誘導というのが適切だろうということから、「迅速かつ的確な避難誘導」ということに改めさせていただいております。

次に、資料2の6ページの④でございますが、「県は、市町村が行う避難所の確保及び運営を支援すること。また、災害救助法の規定を適用するときは、市町村と連携して、応急仮設住宅

の供与を行うこと。」と書いてございます。「県は、市町村が行う避難所の確保及び運営を支援する」という部分につきましては、後の方の「避難」のところで「避難所の確保」については出てまいりますので、ここでは表現がダブっております。旧の7ページの③「県は、市町村が行う避難地及び避難所の確保並びに避難所の運営体制の整備を支援すること。」、ここに出てまいっておりますので、重複しているということから、この分は「避難」の方に移させていただいて、残りの部分だけを掲載しております。残りの部分につきましても「災害救助法の規定を適用するときは、市町村と連携して」云々と書いてございますが、応急仮設住宅の供与を行う場合については、必ずしも災害救助法の適用を受けたら100%応急仮設住宅の供与を行うということではないということなので、「県は、災害救助法の規定を適用し応急仮設住宅の供与をするときは」というふうに改めさせていただいております。

それと⑦でございます。「県は、災害が発生した場合において、災害に係るボランティア活動が円滑に実施されるよう、市町村その他防災関係機関等と連携して、支援に努める。」ということになってございます。これは旧の6ページの⑦では「災害ボランティア活動が」と書いてあったんですが、ここは執行部とも協議しまして、「災害ボランティア」という言葉はあるんですが、「災害ボランティア活動」というふうな言い方をしているのかということで照会をしましたところ、『「災害に係るボランティア活動』とするのが適当ではないか」という話でしたので、そちらの方をとらせていただいております。

次に、⑨でございますが、資料2の6ページの⑨のところで、「災害が発生したことによって、長期間にわたって交通機関が停止し、又は道路

における」云々と書かれてあります部分については、以前御協議いただきました「定義」のところ、帰宅困難者については定義をさせていただきます、資料1の3ページの「定義」のところの(8)「帰宅困難者等」ということで、「災害が発生したことにより、交通機能が停止し、速やかに帰宅することができなくなった者及び旅行途中で目的地に到着することができなくなった者をいう。」というようなことで、旧の方に書かれてありましたところを「定義」で定義しましたので、「帰宅困難者等に対し」という表現にさせていただいております。

説明は以上でございます。

○星原委員長 説明をいただきました。

委員の皆様方からの御質疑をお受けしたいと思えます。

なければ、説明のとおり決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのように決定をいたします。

次に、「第2節避難」について説明をお願いします。

○矢野書記 「第2節避難」でございます。ここは、実際災害が発生したときに避難をする部分について、県民及び県、市町村、一般の地域住民の方たちの役割というようなものを主に上げさせていただいております。

資料1の13ページ、①「県民は、災害対策基本法その他の法令の規定に基づき、市町村長等が発する避難勧告又は避難指示その他災害に関する情報に留意し、早めに避難するよう努めるとともに、市町村長等が避難勧告又は避難指示の解除を行うまでの間、避難を継続するよう努める。」ということになっております。資料2

の7ページの①では、「県民は、避難勧告及び指示等の情報に留意するとともに、その情報に従って事前に避難するよう努めること。また、解除されるまでは避難を継続するよう努めること。」と書かれてございます。同じ資料2の12ページ、風水害の部分の一番最後の3の「県民の責務」の①「県民は、災害対策基本法その他の法令の規定に基づき市町村長等が発する避難の勧告又は指示その他災害に関する情報に留意し、事前に避難するよう努めるとともに、市町村長等が避難の勧告又は指示の解除を行うまでの間、避難を継続するよう努めなければならない。」という表現がございまして、こちらの方がより具体的になっておりまして、県民の方にわかりやすいのではないかとということで、風水害の避難の部分、主に今度の新しいところの「避難」の①に上げさせていただいております。

そのほか、「避難勧告及び指示」というところを、正確に「避難勧告又は避難指示」というふうに書かせていただいているのと、「その情報に従って事前に避難する」という表現になっておるんですが、事前が何の事前なのかというのがはっきりしないというところもございまして、「早めに避難する」という表現に改めさせていただいております。

それと、④につきましては、先ほどと同じように、帰宅困難者の定義を以前しましたので、「帰宅困難者等」という表現に改めさせていただいております。

それと、もう一つ御説明をしておかないといけないのが②でございまして、「津波被害が予想される地域内の居住者等は、津波予報が発表された場合又は予想される場合においては、高台その他の津波被害が予想される区域外へ避難する。」というふうになっております。ここにつき

ましては語句の使い分けがされておまして、「津波被害が予想される地域内」という表現と「津波被害が予想される区域外」という表現がされてございます。これはどういう意味かといいますと、地域内の居住者であっても、その地域の中で津波ビルでありますとか津波タワー、それらの高台に逃げるということは、もともと避難のために必要なことだと言われてございますので、地域外に逃げるのではなく、津波が発生して被害に遭わない、その区域外に逃げる。つまり、地域内の高台の津波タワーに逃げても避難ということになります。そういう使い分けをさせていただいているということでございます。以上でございます。

○星原委員長 説明は終わりました。

委員の皆さん方、御意見ありますか。

○丸山委員 「災害対策基本法その他の法令の規定に基づき、市町村長等」と書いてあるんですけれども、それ以外も避難指示と避難勧告ができるということで「等」が入っていると思っていいのでしょうか。

○矢野書記 緊急の場合におきましては都道府県知事や警察官、海上保安官等、市町村長以外の者ができることになっておりますので、「等」を入れさせていただいておりますが、委員おっしゃるようにほとんどは市町村長が発することになっております。

○星原委員長 ほかにございませんか。

なければ、そのように決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのように決定をさせていただきます。

次に、「第3節交通・輸送の確保」についてあります。この点についての説明をお願いします

す。

○矢野書記 続きまして、「第3節交通・輸送の確保」についてでございます。資料1につきましては14ページ、資料2につきましては7ページの方に書かせていただいております。

まず、①でございますが、「県は、国、市町村その他防災関係機関等と連携し、必要な緊急輸送を確保するよう努める。」と書かせていただいております。これはもともと資料2の7ページの④に書かれておったものでございまして、「県は、市町村その他防災関係機関等と連携し、必要な緊急輸送を確保するように努めること。」とあります。これはなぜ1番に持ってきたかといいますと、緊急輸送という範疇の中には陸海空すべての輸送が含まれているということで、鉄道輸送もございまして、航空輸送も海の輸送もあるということでございます。ただ、②から④につきましては、緊急通行車両、いわゆる陸上の部分での通行がここに規定されてございますので、まず全体を確保するということによって、その中から②、③、④を特出ししているという形の方がよいのではないかとということで、順序を変えさせていただいております。ほかに鉄道の話とか海上の話とかもございまして、委員の皆様御意見としては緊急車両の部分非常に大事だということで、特出しをして、3つ掲げさせていただいております。

この「第3節交通・輸送の確保」につきましては、変更点は以上でございます。

○星原委員長 説明をいただきました。御意見はありませんか。

なければ、そのように決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのように決定をいたし



ます。

次に、「第4節二次災害の防止」についてであります。

○矢野書記 「第4節二次災害の防止」についてということで、基本的に①、②につきましては、地震災害の後の二次災害につきまして特出しをされているものと理解をしております。

二次災害の防止につきましては、結果としては変更点はありませんが、一応ここで御説明をしておきますと、①につきましては、当然のことということで、「火気の使用を停止するなど火災の発生防止に努めること。」ということでございます。

②は「地震により被害を受けた建築物及び宅地の所有者及び管理者は、当該被災建築物等が余震により倒壊すること等により生ずる災害を防止するため市町村が実施する応急危険度判定に協力するよう努めるとともに、その判定結果に応じて、避難又は応急の補強等の対策を実施するよう努めること。」というふうになっております。応急危険度判定につきましては、米印以下に書かせていただいておりますけれども、大規模な地震が発生した場合に、余震等により被災した建築物の倒壊、部材の落下、二次災害が生じる可能性があるということで、その二次災害から住民の安全を確保するために、専門的な知識を持つ技術者が建築物の被害の状況を判断する。余震があってもその建築物が引き続き使用できるかどうかを判定し、情報提供を行うと。その情報提供につきましては、基本的には、赤、黄、緑というふうに分けて、それぞれ「危険」、「要注意」、「調査済み」と3種類のステッカーを出入り口の見やすいところに張るということでございます。判定結果を、建築物の利用者、居住者だけでなく、付近を通行する歩行者

にも容易に識別できるようにしていただき、赤を張っているところには近寄らないようにするとかいう部分で情報提供をするものでございます。そして判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明及び二次災害防止のための処置についても明示することになっております。そしてどこに問い合わせればいいのかというのもステッカーに示してあるということでございます。応急危険度判定についてはそういうことでございます。

説明は以上でございます。

○星原委員長 「二次災害の防止」についての説明があったんですが、特に変更点はないようでありまして、下の方で説明があった内容のようになるということであります。

こういう決定をさせていただいてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのように決定をさせていただきます。

次に、「第4章復興対策」について、説明をお願いします。

○矢野書記 「第4章復興対策」でございます。資料1の16ページ、資料2では9ページになっております。ここは、災害の復興に関し県及び県民の責務を定めるものでございます。

県は、災害が発生した場合いろいろなことをするわけですが、ここはもともと県の記述しかなかったんですけども、「県民の責務」の部分で風水害の部分と重複しておりましたので、その重複調整をさせていただいております。

③「県民は、復興のために相互に協力し、事業者、ボランティア及び県その他の行政機関との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努める。また、県は協働

復興に対する県民の理解を深めるよう努める。」ということになってございます。ここにつきましては「協働復興」という言葉についていかがかというところもあったんですが、執行部の方に問い合わせをしたところ、「『協働復興』という言葉でもいいのではないか」という回答をいただきましたので、そのまま使わせていただいております。

説明は以上でございます。

○星原委員長 説明をいただきました。

委員の皆様方から何か御意見はありますか。

○松井委員 言わずもがなでしょうけれども、普通、災害がある場合の復興というのであれば、一般的に、従来の国との関係の激甚災害とかあるでしょう。それによって復興するわけですが、条例に基づく、ここでする復旧とは、それとは異なる何かがあるんですか。

○星原委員長 ②に「県は、市町村、国その他の防災関係機関」、これの中に入ってくるんじゃないかなというふうにとらえているところなんです。

○松井委員 そういうことになれば、事務的に複合するわけですね。県が当然やる従来のパターンに基づくものに、この条例ができたがゆえに、事務的にさらに屋上屋を重ねるわけじゃないけど、それを組上にのせるということですね。重複するようですね。

○星原委員長 はい。

○丸山委員 今までは「県は、国、市町村」というふうに並びがあったんですが、今回の場合は、②を見ると「市町村、国その他」となっているんですけど、その辺の並びはこのままでいいのか。できれば統一した方がいいんじゃないかなと思ったんですが。

○星原委員長 わかりました。「県は、国、市町

村その他の防災関係機関と連携し」ということで、ここの並べかえをお願いいたします。

ほかにはございませんか。

なければ、そのように決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、「第5章風水害の拡大の防止等」について、説明をお願いいたします。

○矢野書記 資料1の17ページでございます。資料2につきましては10ページに掲げさせていただいております。資料2の10ページから11ページまでが「予防対策」、12ページが「応急・復興対策」ということでございましたけれども、ここの部分につきましては、先ほど来御説明をいたしておりますように、1章から4章までの部分と非常に重複の部分があるところと、こちらの表現の方がより適切だということで、風水害の表現の方がよいのではないかなというところを前の方に持ってきております。重複部分を調整した結果、第5章につきましては、「予防対策」及び「応急・復興対策」それぞれの重複部分を除いた9項目、風水害のためだけの防止策ということで、ここに掲げさせていただいております。

構成のところでもう一回お願いをするとは思いますが、前文の方にも述べられておりますように、当県は風水害の多発県ということでございまして、第1章から第4章の部分で全体的なお話を述べ、第5章につきましては特出しというような形で、拡大の防止のためには何をしないといけないのかということを書かせていただいております。法制との協議におきましても、特出し事項というのはあり得るという

ことでございます。条例ではございませんが、宮崎県長期計画におきましても、長計につきましては縦の流れでつくってあるんですけれども、分野横断プロジェクトでありますとか、特出しをした方がいいという部分につきましては、特別に章を設けて話をしているということもございますので、特出しについては法制上問題ないということで、こちらで御協議していただければということでございました。

「第5章風水害の拡大の防止等」につきましては①から⑨までございます。①「県は、ハザードマップの作成等、市町村が実施する災害対策を支援するとともに、その総合調整に努める。」、②「県、市町村は、その管理する道路、河川その他土木施設について、災害危険箇所を明らかにし、これを県民に周知する。」、③「県は、風水害に関して、災害発生予測等について、調査及び研究を行い、その成果を公表する。」、④「県は、市町村が行う避難勧告、避難指示について、必要な助言を積極的に行う。」、⑤「県は、風水害が発生した場合は、防災対策について速やかに検証を行い、再発防止に努める。」、⑥「市町村は、住民参画のもとにハザードマップを作成するなどの方法により、風水害危険予想地域を明らかにし、地域の実情に応じた方法でその周知に努める。」、⑦「県民は、市町村が行うハザードマップの作成等に積極的に参加し、風水害対策に関する知識及び情報の収集に日々努めるものとする。」、⑧「河川、道路、ダム等の管理者は、風水害の未然防止及び被害を最小限に抑えるため必要な施設整備及び維持管理に万全の対策を講ずるよう努める。なお、この対策は、近年の気候変動に伴う風水害の状況の変化に可能な限り対応できるよう努める。」、⑨「森林所有者（管理者）は、風水害に強い県土の形

成を図るため、伐採後は速やかに植林を行うなど、適正な森林の管理に努めるとともに、治山事業等に積極的に協力するよう努める。」、以上9項目をここに上げさせていただいております。基本的には、県の部分、市町村の部分、県民の部分、管理者の部分というふうな順序で並べさせていただいております。

語句の追加が1点ございまして、②「県、市町村は」というふうに語句を追加させていただいておりますが、以前は、「県は、その管理する道路」云々ということだったんですが、市町村管理道路もございますので、「県、市町村は、その管理する道路、河川」というふうに改めさせていただいております。

風水害の部分については、県の特色ある部分ですので、御協議をいただきたいということですべて読ませていただきました。説明は以上でございます。

○星原委員長 「第5章風水害の拡大の防止等」についての説明があったところであります。この部分について、委員の皆さん方からの御意見等をお伺いしたいと思っております。

○松井委員 17ページですが、幼稚な質問なんですけれども、ここに県というものと市町村というものと県民というものがうたってありますが、例えば17ページの⑦「県民は、市町村が行うハザードマップの作成等に積極的に参加し、風水害対策に関する知識及び情報の収集に努める」、「県民は」という場合、これは地域的に見れば、同一の人間が、延岡市民であると同時に宮崎県民であり、同時に国民であるわけです。概念的には。いわゆる延岡市がハザードマップをつくる場合に、具体的には、現実感覚とすれば、どういう者がこれに携わるのか、これはどういうふうに解釈したらいいんですか。

○**星原委員長** この部分は、県民というか市町村民であるわけですが、ハザードマップの作成をするときには、地域と一緒にやっていくと。行政とかそういうところからおろしてくるだけではなくして、その地域に住んでいる人たちが一番状況がわかるわけですから、そういう地域の人たちがこの作成においては積極的に参加することで地域の事情がわかると、そういうものを求めている形であります。それプラス、風水害の知識とか状況判断をするためのいろんな情報を提供して、県民も市町村民も、風水害あるいは災害に対しては自分たちでも積極的に情報収集ができるような形に努めるという意味にさせていただいているところであります。

○**松井委員** わかるようでわかりませんが、5章の①に「県は、ハザードマップの作成等、市町村が実施する災害対策を支援するとともに、その総合調整に努める。」、⑦は「県民は」ですが、県と県民という場合は、具体的にどういふふうなことになるんですか。

○**星原委員長** 最初が県の役割の中でうたい込みをして、次に市町村の役割の部分をやって、次に県民の役割の部分に分けている関係で、県の役割、市町村の役割、そして県民の役割という形で、同じような言葉にはなっているんですが、そういう役割の関係でこういう並べ方をさせていただいたということです。

○**松井委員** ですから、具体的に行う場合に、市町村が行う場合に、県民という場合に、当該市町村の住民即県民というふうになるわけです。今言うように、我々は市町村民であり、県民であり、国民であるわけです。頭の切りかえですね。ですから、こういうものをつくる場合には、ある程度の知識及び情報の収集に日々努めるというか、具体的なものが動かないといかんが、

そういったときに、延岡市民の中の県民、それがやるということですが、その辺の区分けがね。

○**由利委員** 松井委員がおっしゃっているのは、⑥のところに「市町村は、住民参画のもとにハザードマップを作成するなどの方法」云々と書いてますね。だから、⑦が「県民は」じゃなくて「住民は、市町村が行うハザードマップ」というなら意味がわかるわけだけれども、おっしゃるように、延岡市民も県民だから広く「県民」という表現でもいいんだけど、本来は延岡市民は延岡市が作成するハザードマップに積極的に参加しなさいよという表現の方がより明快だという意味からすると、県民は市民を大きく包含はしているけれども、適当ではないんじゃないかという指摘だと、僕もそれは単純にそんな感じもするんですが、ただ県がつくる条例だから、これでもいいのかなとも思ったりするんですが。

○**松井委員** 素朴な質問ですが、この種の条例等については、表現上の慣例があるんじゃないかと私は思うわけです。そうであれば別にありませんけれども、県の概念、定義、県民、市町村民、住民。条例の作成ですから、そこにするためには個々の参加主体というものがある程度明確な方がいいけれども、一步譲って、従来の慣例からこういうものがあるのかなというふうに拡大解釈して、わかりませんが、納得をします。

○**星原委員長** 今それぞれ意見が出ましたが、ここの趣旨に書いてあることの流れの中でありますので、あとは今の意見をしんしゃくして、法制の方とも、どういう形でやった方が県民にわかりやすい、あるいは条例としてふさわしいか、そういうことについて、この点については再度検討させていただくということによろしい

ですか。

**○内村委員** 今の件についてですが、「住民参画」と「県民」は違う部分があると思うんです。住民参画というのは、そこに住んでいらっしゃる地域住民です。県民というのは——不動産業者の方たちが売買するときに、浸水地域はなかなか売れない。売るためといいますか、その辺がなかなか報道がなされないんです。今までも浸水地域のハザードマップをつくるということで、都城の場合に言ってきたんですけれども、それをすると不動産業者の方たちの営業の妨害になるというふうな感じでとらえていらっしゃるものがあるものですから、こうなると「県民は」というのを入っていた方がいいんじゃないかと私は思っております。

**○星原委員長** 今言いましたように、法制の方とこの辺については検討させていただくと。ここで表現の仕方としてどちらがふさわしいかというのは判断しかねる部分もありますので、今出ました意見を中心に、県の役割、市町村の役割、県民の役割という分け方の中で、どういう形がふさわしいかは再度皆さん方に提示をさせていただきたいと思いますが、このような形がよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○星原委員長** では、そのようにさせていただきます。

**○丸山委員** この流れを見たときに、「総合調整」ということが書いてあるんです。それも必要なんでしょうけれども、その前に、旧の10ページを見ていただきたいんですけれども、これに「総合的な施策を策定し、実施する」ということがあるんです。災害が拡大する前に、治水対策のための河川の整備とかを県は積極的にやった方がいいですよということを含めて、自民党の部

会ではつくったはずなんです。それが抜けているものですから。逆に言うと、新しい方の4ページの「第3章県の責務」で「災害から県民の生命、身体及び……総合的な施策を実施する。」、ここにまとめてあるから、重ならないために抜いてしまったのか。できれば、重なってもいいから、「風水害の拡大の防止等」のところに明確に出した方がいいんじゃないかなというイメージを持っていたんですが。

**○星原委員長** 重なった部分をなるだけ外そうということでこういう形にさせていただいたんですが、今、丸山委員の方から、再度そういう形で、ある程度はっきりわかりやすく強調した方がいいという意見もあります。これももう一度こちらで検討させていただくということよろしいですか。

**○由利委員** 「県民の責務」というのを分けて5節に持ってきたわけだから、その上は全部県と市町村だから、県民の責務になるから、これはこっちに持ってきた方がいいですね。

**○星原委員長** それを再度検討させていただきます。

**○井上委員** ⑧なんですけど、「河川、道路、ダム等の管理者は、風水害の未然防止及び被害を最小限に抑えるため」と、これは条文の理解の仕方なんですけれども、最初つくられた条文よりも強化した形なのか、それとも低下した形なのか、そこがどんなふうに取り扱った方がいいのかというのがわからないところなんですけど、御説明いただきたいと思います。

**○矢野書記** これにつきましては、さきの6月13日のときに御議論いただいたところではあるんですけれども、以前は「風水害の防止のため必要な施設整備」という書き方がされてございました。6月の時点で御協議いただいたのは、施

設整備が風水害を抑えることができるのか、風水害を防止することは100%できないというふうなことで、例えば、100年に1度降る雨についての計算をして、予想外だった部分については施設整備としては考えていないというようなところもございましたので、「被害を最小限に抑えるため」というような表現にさせていただいたんですが、ここは再度御議論いただければというふうには思っております。

**○井上委員** 言われることについては、多分そんなふうなことなんだろうと思うんですけども、県民が条文をストレートに読めば、最初の「風水害の防止のため必要な施設整備及び維持管理に万全の対策を講ずるよう努めるものとする。」という方が、条文で読む場合は安心感がある。完全ではないですよということだけを強調するよりも、万全に防止に努めるということの方が、受ける側の県民としては、しっかりと受けとめる力が出てくるのではないか。そこはどういうふうに読むかによっても違うとは思いますが、完全ではないけれどもというふうにわざわざうたうのかうたわないのかということなんです。

**○星原委員長** 今、井上委員から出た、より強調していく形の表現の使い方について、皆さんの方から何かありませんか。

**○井上委員** 現実的には新しく出た方なんでしょうけれども、条文としてどうなのかという点については、次回でもいいですから、検討してください。

**○星原委員長** 今、井上委員から出た件についても、再度検討させていただくということでもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○由利委員** 17ページの「第5章風水害の拡大

の防止等」の⑥で「住民参画のもとにハザードマップ」云々で、下の方に「風水害危険予想地域を明らかにし」ということだから、ハザードマップによってこれが明らかになるということで、しかも風水害の定義が洪水、高潮、土砂、風害となっているので、これが全部包含するとは思いますが、この間、総務の委員会でもほかの委員会でも出たんですが、今、ハザードマップといたら、市町村でつくるハザードマップはほとんど水害、洪水ですね。この間ちょっと話が出たのは、土砂災害のハザードマップ的なものはとこういう話になったときに、平成16年に砂防課の方で、土砂災害については危険地域とか危険地区とか言っていました。そういったものを実はつくっておりますと、こういう話だったんですけども、今、ハザードマップと言われると、水害のハザードマップというのが、多分、市民、県民の皆さんはすぐ頭に浮かんでくると思うんです。だから、ハザードマップの定義をきちっとしておいた方がいいんじゃないかなと思うんです。定義のところにハザードマップを入れて、どういうふうなものをハザードマップというのか。水害だけなのか。ただ、風水害のハザードマップということであるから、全部含んでますよというならそれでいいんだけど、今、ハザードマップと聞くと水害のハザードマップしか頭に浮かんでこないからですね。

**○星原委員長** ハザードマップは、今言われるようなこともひっくるめて、今回、椎葉とか諸塚とかの災害を見に行ってきた、結局、土砂災害から山林の所有者からいろんなところまで多少広げているのは、そういういろんなものもひっくるめてなんです。つくる場合に、雨による通常の河川とか道路の部分、あるいは土砂災害の部分、あるいは地震の部分、分けてつくるの

かどうかというのはあると思うんです。わかりやすくするためには、一緒くたに全部をした方がいいかどうか。そこまでこの条例の中に入り込みするか。あとは地域に住んでいる人たちにとって一番わかりやすい方法をつくり上げる努力をしてもらう形で指導してもらうようにするしかないのかなというふうには思うんです。

○由利委員 ハザードマップの定義をきちっと記載していた方がいいんじゃないかなと思うんです。そうすればより明確になるのかなと思います。

○星原委員長 今、由利委員の方から出ましたが、これもまた法制で条例の中にどこまで入りたい込みがいいのかどうかというのもあると思いますので、細かくそこまで出すのがいいのかどうかひっくるめて検討させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員 ②に「県、市町村は」と書いてあるんですが、これは国も入れておくべきなのか。今まで国も入ってきたものですから、前回も自民党でつくったときには、県、市町村という形でしか見ていなかったものですから、こういう流れであれば国も入れていた方がいいのか。どうなんでしょうか。

○星原委員長 この場合は、国に対してお願いする部分は含んでいくわけですが、県の条例ですからこういう形にさせていただいているところです。

○丸山委員 管理しているところとなると、国が管理しているところがあるということで、国もしっかり責任があるんですよというのをわかっってもらおうということで入れると。

○星原委員長 それでは、今の件も再度、他県でも地震の関係ではつくっているわけですから、

これはうちの風水害ですが、道路は、地震の場合でも国、県、市町村全部絡んでいきますから、条例に入れるときに、今まで使っている内容とあわせて、「県、国、市町村は」という形がいいかどうか、これも次回までに答えを出したいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 ほかにありませんか。

○丸山委員 風水害の拡大防止はもちろんわかるんですが、前の15ページに「二次災害の防止」というふうに書いてあるんです。風水害の場合にも、実際いって二次災害というのが若干薄い。今まで私ども自民党で素案をつくる時には、二次災害という感覚がなかったんですけども、風水害の場合にも入れた方がいいのか入れない方がいいのか、その辺を協議していただいた方がいいのかなと思います。早急に復旧するのとか、消防団員が二次災害に巻き込まれるとかいうこともあって、非常に心配したこともあったものですから、そういうのを組み込まれていた方がいいのかなと思います。

○星原委員長 今、丸山委員から言われたように、風水害の場合でも確かに二次災害が起こる可能性はあるんですよ。要するに、地域の方、あるいは消防団とかいろんな団体の人たちが行かれていて二次災害に巻き込まれる可能性というのはあるわけでありましたが、今の意見をどこに入れるか、風水害の部分で入れるか、「二次災害の防止」は②までありますが、②の部分にもう少し書き加えるか、③として使うか。私もそれは風水害もあると思いますので、どこかにそういう表現を取り入れるということによろしいですか。

○松井委員 正副委員長でお願いします。

○星原委員長 そういうことで、これについて

もどこかに少し取り入れたいということで、この件については二次災害の部分で考えます。次回にまた報告させていただきます。

きょうが終わりではありませんので、またそれぞれ各会派でもいろいろ御意見もあるかもしれませんが、お持ち帰りいただいて、次回のときに、その部分についていろいろあればまた御意見をいただければありがたいかなというふうに思います。

**○野辺委員** 宮崎県防災条例ですから、おかしいのかもしれませんが、宮崎県には常に県外者が数千人とか、観光客もそうですが、スポーツのイベント等何万人という県外者がいらっしゃるんですよね。宮崎県防災条例であっても、県外者に対する配慮というのを組み込むわけにはいかんのですかね。全体的にどこかに入れていただきたいという気がします。宮崎県防災条例であっても、常に県外者が宮崎には数万人来ておるかもしれんし。正直言いまして、私も地震に遭ってパニック状態になるわけです。地理も何もわからんでしょう。だから、宮崎県防災条例には県外者に対する配慮もされておるというのをどこかに入れてほしいなという気がするんです。ちょっとおかしいんでしょうか。

**○星原委員長** 3ページの下の方の(8)「帰宅困難者等」というところに、「及び旅行途中で目的地に到達することができなくなった者をいう。」と、今言われた旅行者とかそういう人たちの部分が、一応帰宅困難者ということで取り上げさせていただいているところではあります。「帰宅困難者等」については、あと何か所か出てきたんじゃないかと思います。

**○丸山委員** 今、野辺委員は、3ページの(7)の「災害時要援護者」の中に「外国人等」と書いてあるんですけど、それをはっきり「旅行者」

も入れる方がいいということの意見じゃないかなと思ったんですけど。

**○井上委員** 「帰宅困難者等」というところの最後の「旅行途中で目的地に」というところをもうちよっと書き込むとか、何かそういう配慮というのはいいいですね。

**○星原委員長** それでは、これもどこまで入れるかわかりませんが、思いとしては、今意見が出たようなことを述べる場合にどういう挿入の仕方がいいかを、「定義」の中の(7)、(8)を一緒にした形の中で再度検討してお示しいと思いますので、それによってまた皆様方から御意見をいただければありがたいと思いますが、今、野辺委員の方から出たことについてはそういう形よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○星原委員長** 細かく出すことも表現がなかなか難しい部分もありますから、その辺は御理解いただいて、次回にこの点もどういう表現の方法にするかを皆様方にお示しをしたいと思います。

ほかにはありませんか。

それでは、先ほど言いましたように、またそれぞれお持ち帰りの上御検討いただいて、何かありましたら次回に発言をいただくということにさせていただきますと思います。

これで検討は一通り終了いたしました。

前回の委員会で御了承いただきましたように、趣旨を変更しない範囲において、条例案作成段階での法制的な修正がある場合は、正副委員長で責任を持って修正いたしたいと存じます。

今後は、パブリックコメント等を実施し、県民から意見等をいただくこととなりますが、今回まで御協議いただきました条例骨子案を当委員会の条例骨子案として、パブリックコメント



を実施する際に公表いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

公表方法等につきましては、後ほど御協議いただきたいと思います。

骨子案の協議につきましては、条例案の9月上程を考慮すると、どうしても7月中旬(10日)までに終了しておく必要があります。

次に、条例の名称についてお願いをしたいと思います。

先ほどパブリックコメントの骨子案を決定していただきましたが……。

○井上委員 防災に関する条例の名称とパブリックコメントで条文の中身についても県民の皆さんからの御意見をいただくわけですけれども、今上がっている4つの案がありますが……。

○星原委員長 説明はまだそこまで行っていないところでありまして、もうちょっと待っていただきたいと思います。

暫時休憩をさせていただきます。

午前11時4分休憩

---

午前11時7分再開

○星原委員長 それでは、再開をいたします。

この骨子を公表する際や条例案を上程する際の名称を決定しておく必要がありますので、御協議をいただきたいと思います。

資料3をごらんいただきたいと思いますが、正副委員長で条例案の名称を幾つか上げております。その他委員の皆様にも御意見があらうかと思っております。条例案の名称について御協議いただきたいと存じますが、正副委員長としては、案1と案2のどちらかがよいのではないかという

ふうに検討したところではありますが、第2の「基本」という語句には、ほかにも防災に関して条例等が存在する中での基本となるものという意味合いにもとれることや、案1は、県、市町村、県民、事業者等がともに一体となって防災をみずから推進していくという意味が名称から判断できるということでは、案1が適当ではないかと考えたところでもあります。そういう意味でありまして、まず先に、皆さん方の意見をお伺いいたしたいと思います。

○井上委員 委員長、副委員長からの提案をいただいたところですが、今の第1案と第2案の説明も、それはそれなりに納得できる内容なので、そのことを付記した上で、今回、県議会が議員提案での条例をつくるということもあり、そして県民の皆さんがこれに注目をし、かつ県民の皆さんと一緒に作り上げるという意味合いも込めて、第1案と第2案の対策推進条例ということの意味合い、それから対策基本条例とした場合の意味合いみたいなのを付記した上で、パブリックコメントと一緒にかけていただけるといいかなというのが私の提案です。

○星原委員長 今、井上委員からそのような提案があったところではありますが、ほかの委員の皆さん方、今のこともひっくるめて何かありませんか。

○由利委員 それもそうだと思いますが、こっちに4つ示されてまして、1、2という話ですけども、宮崎県の地域防災計画もありますけれども、本県初の議発による条例だということになりますから、別に奇をてらうこともないのかなと思いつつも、せっかくの議発の条例だから、防災とかなんとかありふれたこういう感じじゃなくて、もう少し、「ほほう、県議会がそういう条例をつくったか」というような、何

かもう一ひねりみんなでしてみたらどうかかなと思うんですけど。

**○水間委員** 「防災まちづくり条例」と書いたところがあるそうです。「何かやわらかいんじゃないの」と言うから、「それはいい」と。ただ、そうなったら、その中身がまちづくりに関することを書いていかにゃいかんので、ちょっとかなと思ったんですけども、今おっしゃる意味は、かたくじゃなくてやわらかいね。パブリックコメントで聞くことでまた新しいものが出てくるかもしれんなと思ったり。

**○星原委員長** 今それぞれ意見が出ました。折衷案ではありませんが、こういう形でパブリックコメントに出して、それ以外にふさわしい言葉があれば、それは県民の皆さん方に聞くことでもあります。ここにいる委員の皆さん方も、それぞれ何かあれば考えていただくという形で、この条例名案についてはそういう形で、とりあえずきょうの時点としてはよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○星原委員長** では、今言いましたように、パブリックコメントの中に、この1、2を中心にして判断いただく部分と、新たに県民の皆さん方からこの条例案についてのいい名称があるかどうかを求める。そして各委員の皆さん方でも検討いただくということにさせていただきたいと思えます。

続きまして、協議事項（3）パブリックコメントについてであります。先ほど申し上げましたが、今後県民へのパブリックコメントを実施していくわけですが、公表時期、公表方法等について御協議させていただきたいと思えます。

資料4をごらんください。パブリックコメントに対する考え方の案をお示しいたしております。まず、実施のための要綱、いわゆるルール

についてであります。御案内のとおり、県議会においては、過去、県民に対しパブリックコメントを実施した案件等がないことから、現在はパブリックコメントの実施要綱等は定められておりません。県議会としては、要綱が設置されていなくてもパブリックコメントは行えるわけではありますが、一定の考え方は必要ではないかと考えております。今回の条例制定に関し、県議会でパブリックコメント実施のための要綱を定めるとすれば、当委員会のみならず議会全体の要綱となることから、さまざまな手続が必要と考えられ、9月議会上程を目指している当委員会としては時間的に難しいと考えます。また、今後、県議会でパブリックコメントを実施する案件が多数発生するか否かは、現段階では不明でありますこと等から、今回のパブリックコメント実施については、執行部の要綱に準じて実施することを委員会で決定することとし、これによりパブリックコメントを実施することといたしたいと思えますが、委員の皆様いかがでありますでしょうか。

ただいま説明したような形で今回の場合は進めたいと思えますので、そのように決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○星原委員長** それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、パブリックコメントの公表時期及び公表資料、公表方法等につきましては、書記の方から説明をさせていただきます。

**○矢野書記** 資料4の（2）公表時期及び公表資料についてでございます。公表時期につきまして①に書かせていただいております。9月議会上程のためには、条例案を、8月中下旬ごろまでに骨子案から条例案に形を変えて決定する

必要がありますことから、県民への意見募集期間、いわゆるパブリックコメントを行って意見を募集する期間等を考慮しますと、公表時期は7月中旬が適当であるというふうに考えて資料をつくったところでございますが、条例骨子案の協議を、もう一回法制等との協議をするということになると、7月中旬までにまとまるかどうかというのがございますけれども、一応9月上程を考えるとすれば、中旬ぐらいまでに固めたいと思っております。

②の公表資料につきましては、今御審議いただいております条例骨子案を、そのまま公表資料といたしたいと思っております。

(3)の公表方法でございますが、県民情報センター、県議会事務局の政策調査課、議会情報図書センターで閲覧に供するとともに、県議会のホームページにパブリックコメント実施のお知らせ及びそういう御意見を伺うということを掲載すると同時に、定例会後に出されます「県議会の動き」、新聞への折り込みの部分についても掲載したり、報道機関の皆様方への情報提供を行い、周知に努めたいと思っております。以上でございます。

**○星原委員長** 説明をいただきました。このような形で進めたいと考えておりますが、委員の皆さん方の考えがあればお聞かせをいただきたいと存じます。

**○丸山委員** 8月中下旬ということになりますと、もう一回どこかで特別委員会を開くということなのか、正副委員長に一任という形なのか、どちらなのかお伺いします。

**○星原委員長** 視察もあるわけですが、視察の中でもいいですし、こういう形で御理解いただければ、この件については正副委員長に御一任いただければありがたいというふうに思います

が、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○星原委員長** そのようにさせていただきたいと思えます。

ほかにありませんか。

**○井上委員** 公表の方法なんですけれども、せっかくでしたらパブリックコメントをたくさんいただけるような方法をとりたいと思えますので、今度県議会が「県議会の動き」という情報を出しますよね、そこにある程度のスペースをいただいて、パブリックコメントを求めるということについての周知をしっかりといただいて、できたら、執行部側がもらったコメントぐらいではなく、多くのコメントが寄せられるような方法というのも十分とっていただいて、そして、きょうもお見えですけれども、報道機関の皆さんにも委員長の方から特別に御配慮いただけるようにお話等いただけるといいかなと、できるだけ多くの御意見がいただけるような方法をとっていただきたいと思えます。

**○星原委員長** 今、井上委員から意見がありましたが、いろんなPRの方法をとっていただきたいということでもありますから、ここに書いてある内容プラス周知の方法を検討したいと思いますし、きょうはマスコミの皆さん方もおいでいただいておりますから、この点については御協力をお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

ほかにありませんか。

それでは、一応そういう形で決めさせていただきます。

続きまして、県民からの意見の募集期間であります。これについて説明してください。

**○矢野書記** (4)意見等の募集期間でございますけれども、県の考え方によりますと、意見

募集の期間は、1カ月程度を原則として、公表する提案の内容、緊急性を勘案し、案件ごとに、実施機関、それぞれ協議をしている機関が決定することとされております。実施機関でございますので、当委員会の方で募集の期間は定めるべきということでございますが、一つの目安として、執行部におきます県民に対する意見募集期間について、全体の内訳を示させていただいております。この資料をつくった時点で全体が36件ございまして、一月程度が14件ということで、残りはごらんのとおりでございます。今後のスケジュール等を考慮しますと、先ほども申しましたとおり、8月初旬ぐらいまでには県民の方々からの意見募集を終了したい。8月中旬、下旬ごろには条例案を皆様にお示しをしたいと考えておりますことから、先ほども申しましたように、7月中旬ぐらいまでには骨子案を公表して、ここにあります10件程度の部分で、20日～24日間程度意見募集期間ができたというふうに思っております。実質、県の方も20日～24日間程度の意見募集期間で、一番多いのは3週間という期間ですので、こういう期間で県議会としても募集をしたらどうかというふうに思っております。

説明は以上でございます。

**○星原委員長** 今、書記の方から説明がありましたが、大体3週間ぐらい、そういう形でいけば来週の11日か12日ごろという形にさせていただいて、募集期間を3週間ぐらいでというふうに考えておりますが、そのような形で決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○星原委員長** それでは、そのように決定をいたします。

続きまして、今後の進め方であります。資料

5をごらんください。「防災に関する条例検討スケジュール」であります。正副委員長で今までの経緯や今後の進め方の案を作成いたしております。

まず、資料の内容について、書記から説明をさせます。

**○矢野書記** 資料5の「防災に関する条例検討スケジュール」でございます。これは以前、4月の当初に条例検討スケジュールの案をお示しした部分を今の時点に引き直したものでございます。

4月、5月、6月と第1回から第3回の委員会を開いていただきまして、ここにつきましてはほぼ予定どおりに済ませていただいております。ただ、第4回以降に考えておりました有識者からの意見聴取を、前倒して第2回の方で実施させていただいております。それで、右の欄の「その他の作業」を見ていただきますとわかりますとおり、条例骨子案につきまして法令上の抵触があつては問題ですので、抵触等の調整については、ごらんの各課を通じて終了してございます。

7月でございますが、きょう第4回の委員会、7月5日で一応骨子案の審議（内容、名称、パブリックコメント）を行っていただきまして、午後1時からNPOの方々との意見交換、また、その後、執行部からの意見聴取ということで、危機管理局の方に出向くことになっております。それで、県内調査も、現状把握する分と自治会、自主防災組織等の活動把握、意見交換ということで、主に県内調査の計画をつくらせていただいているところです。「その他の作業」のところを見ていただきますとわかるように、パブリックコメント、市町村への意見聴取を7月中には行いたいと思っております。それと、もう一つ

右の丸ですけれども、執行部法制担当部署への照会もあわせて7月中に行いたいと思っております。2枚目をめくっていただきたいんですが、それをしながら条例骨子案の修正を行いまして、7月27日に閉会中の特別委員会が開かれる予定となっておりますので、そこにはパブリックコメントの経過でありますとか、何らかの条例案のもととなるものについてお示しをしたいと思っております。

それで、8月のところに「第6回委員会8月中～下旬」と書いてございますが、もう一枚開いていただきますと、条例案の審議・決定、あと上程をする際には委員長の間接報告も必要でしょうし、条例案も必要ということで、ここで「中間報告」と書いてございますが、中間報告の骨子案の御協議をいただけたらというふうになっております。

それから、右の方に行っていただきまして、9月中に議会運営委員会へ委員長が中間報告の申し入れをして議案提案をいたしまして、本会議において中間報告、必要でしたら提案理由説明を行いまして上程をさせていただき、本会議で採決をしていただいて条例を制定していただきたいと考えております。

スケジュールについては以上でございます。

○星原委員長 ただいま説明いたしましたスケジュール案につきまして、委員の皆様にお諮りをしたいと思います。

ただいまのスケジュール案の中で、第6回目の委員会の開催についてであります。9月定例会へ上程のためには8月中下旬に中間報告及び条例案を御協議いただく必要が出てまいります。資料6をごらんください。資料6は、4月28日の委員会でお示した行事予定表案であります。ごらんいただきますとおわかりのとおり、

8月中下旬は常任委員会の県外調査が入っております関係から、委員会を開催する日程も限られております。正副委員長で検討いたしました。が、もし委員会を開催するとすれば、8月18日金曜日しかないのではないかと考えております。8月18日の開催について御協議いただきたいと思っております。どうでしょうか。8月18日で決定させていただいてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、8月18日ということで決定をさせていただきます。

次に、次回の委員会について、何か御意見はございませんか。

それでは、最後に、その他で何かございせんか。

なければ、本日の委員会はこれで終了したいと思います。この後、午後1時から、この第4委員会室で「NPOの方々との意見交換会」の後、危機管理局の調査を行うこととしておりますので、午後1時には委員会室にお集まりをいただきたいと存じます。

次回の委員会は、先ほども御説明いたしましたとおり、県北調査後の7月下旬、7月27日木曜日を予定しておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上で委員会を終了いたします。

午前11時35分散会

平成18年7月5日（水曜日）

---

午前1時1分開会

---

会議に付託した案件

○協議事項

1. 次回委員会について

---

出席委員（11人）

委員	長	星原	透
副委員	長	横田	照夫
委員		由利	英治
委員		徳重	忠夫
委員		野辺	修光
委員		水間	篤典
委員		丸山	裕次郎
委員		内村	仁子
委員		高橋	透
委員		長友	安弘
委員		井上	紀代子

欠席委員（2人）

委員		松井	繁夫
委員		前本	和男

委員外議員（なし）

---

○星原委員長 ただいまから防災対策特別委員会を開催いたします。本来ならば、1時からは意見交換会となっておりますが、意見交換会を行う前に、委員協議をさせていただきたいと存じます。

本日午前中の最後に、次回委員会の日程を8月18日ということで調整をいたしたところではありますが、井上委員の方から申し出がありましたので、再度御協議をお願いいたします。

○井上委員 委員会の後、再度詳細にスケジュ

ールを調べましたところ、8月17日から18日は宮崎にいないこととなっておりますので、皆さんの御都合がよろしければ、ほかの日にお願いできませんでしょうか。

○星原委員長 今、井上委員の方から日程変更の申し入れがございましたが、委員の皆様いかがでしょうか。8月17日と18日がいらっしやらないということでもありますので、16日かそのあたりの日程ではいかがでしょうか。松井委員には了解はとってあります。

○内村委員 15日、16日は都合が悪いのですが。

○星原委員長 あとの皆さんは都合はいかがでしょうか。

〔「大丈夫です」との声あり〕

○星原委員長 他の皆さんは大丈夫だとのことですが、井上委員が16日、17日とすることはできないのか、内村委員が17日、18日とすることはできないのか、どういう日程かはわかりませんが、お話をいただけませんか。他の委員の皆様は、どちらでも大丈夫でしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○内村委員 井上委員は16日だったらよろしいのでしょうか。

○井上委員 16日は大丈夫です。17日、18日以外の日程でしたら、いつでも対応いたします。

○内村委員 それでは16日で結構です。

○星原委員長 16日でよろしいでしょうか。それでは午前中の協議では、次回委員会は18日ということでしたが、8月16日で決定させていただきますので、委員の皆様につきましては、お間違えのないようお願いいたします。もし、どうしても御都合の悪い方が出てきた場合には、資料を事前にお送りしますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の委員会を閉会いたします。

午後 1 時 9 分閉会